

「トライアル クルマのほけん」付帯フロントガラスリペア補償 サービス約款

株式会社 トライアル・インシュアランス・サービス（以下「弊社」といいます。）は、取扱代理店として三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）の自動車保険（以下「トライアル クルマのほけん」といいます。）をご契約のお客様に対して、本サービス約款に基づきサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（本サービスの対象自動車）

1.本サービスの対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます。）は、「トライアル クルマのほけん」の対象となる、日本国内で使用される被保険自動車とします。但し、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車（以下「対象外自動車」といいます。）を除きます。

- (1) 「わ」または「れ」ナンバー（レンタカーやカーシェア車両）
- (2) 事業用車両（緑ナンバーなど）
- (3) 2 ナンバー（乗車定員 11 名以上の自動車、バス等）
- (4) 8 ナンバー（特殊用途自動車：教習車、キャンピングカー、救急車、消防車、パトカーなど）
- (5) 9 ナンバー（大型特殊自動車）
- (6) 0 ナンバー（大型特殊自動車のうち建設機械）

第2条（本サービスの対象者）

1.本サービスは、2023年3月24日以降を保険始期とする「トライアル クルマのほけん」をご契約された、トライアルプリペイドカード保有者（アプリ版トライアルカードを含む）に提供します。

第3条（本サービスの内容）

1.第5条に定める本サービスの対象期間において、対象自動車が飛び石等の飛来物によるフロントガラスへの単独損傷を被り、弊社にご連絡をいただけた場合、弊社が指定した業者にてフロントガラスの修理または交換を本サービスとして提供します。また、弊社が対応できない車種や地域の場合は本サービスの提供ができない場合がございます。

第4条（本サービスの限度額）

1.本サービスは、補償限度額 20,000 円を上限（税込金額）、免責金額を 10,000 円（お客様負担額）として提供します。例：30,000 円の修理の場合、10,000 円（免責金額）をお客様が負担する。

2.本サービスの提供に要する費用が補償限度額を超える場合には、当該超過部分の費用については、免責金額 10,000 円を含めてお客様が負担するものとします。例：40,000 円の修理の場合、お客様が 20,000 円（免責金額 10,000 円含む）を負担する。

3.本サービスの提供は弊社が指定した業者での修理またはフロントガラス交換にて実施し、金銭での支払いはいたしません。

第5条（本サービスの対象期間）

1.本サービスの対象期間は、「トライアル クルマのほけん」の保険期間と同一とします。また、運営事務局の営業時間外（平日・土日の 18 時以降）と、休業日である祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）の間に弊社にご連絡いただいた場合、補償の提供可否は事務局の翌営業日以降に判定されます。

第6条（本サービスの提供回数）

1.本サービスの提供回数は、第5条に定める本サービスの対象期間中、第3条に定める損害に対し1回に限るものとします。

第7条（本サービスの提供方法）

1.本サービスを受ける場合、お客様は損害発生日より30日以内に弊社に通知を行っていただき、対象自動車を遅滞なく弊社が指定した業者(修理先)に持ち込む必要があります。

第8条（本サービスが提供できない場合）

1.次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスを提供しません。

- (1) 日本国外で発生した事故による損害
- (2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない損害、電気的・機械的故障含む）
- (3) 経年劣化、温度変化によるひび割れ
- (4) 「トライアル クルマのほけん」が、事故日の時点で解約、失効、解除となっている場合
- (5) 弊社が指定する修理先以外で修理・交換を実施した場合。
- (6) 事故の日から30日以内に通知または修理・交換のために修理先に入庫がされなかった場合
- (7) お客様が本約款の各規定に従わず、またはこれに違反した場合
- (8) 第1条の対象外自動車に該当する場合
- (9) 第2条の対象者に該当しない場合
- (10) 第5条の免責期間に該当する場合
- (11) 第6条の制限に該当する場合
- (12) 弊社が対応できないと判断した車種や地域の場合
- (13) フロントガラス以外の箇所に損傷が発生した場合（フロントガラスの単独損傷ではない場合）
- (14) 車両保険を使用する場合

2.直接、間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、本サービスを提供しません。

- (1) お客様またはお客様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) お客様の犯罪行為または闘争行為
- (3) 対象自動車に存在する欠陥
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6) 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (7) 上記(6)に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
- (8) 上記(4)から(7)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- (10) 詐欺または横領
- (11) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用による事故
- (12) 対象自動車の運転者が法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の

影響により正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害

(13)事故発生日から1か月を経過した後に請求があった場合

(14)対象自動車を譲渡した場合において、譲渡した後に発生した事故による損害

3.弊社は本サービス対象のお客様が、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。

(1)反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

(2)反社会的勢力（注）に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3)反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

(4)その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注)反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

第9条（適用地域）

1.本サービスは、日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

第10条（本サービス約款の改定）

1.弊社は、本サービス約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後のサービス約款の提供内容、提供条件を含めすべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。

第11条（サービス提供の中止）

1.弊社は、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、本サービスの提供を中止、終了することができます。ただし、社会経済状況の変化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、お客様に対して予告することなく、直ちに本サービスの提供を中止または終了することができます。

第12条（個人情報の使用目的および第三者提供）

1.本サービス運営の目的の他に、新商品情報のお知らせや関連するアフターサービス、市場調査や商品開発、宣伝物・印刷物の送付や営業案内を目的として引受保険会社より弊社に提供されます。

第13条（準拠法・合意管轄裁判所）

1.本サービス約款の準拠法は日本法とし、また本サービスに関する紛争が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。